

専修大学社会科学研究所月報

The Monthly Bulletin of the Institute for Social Science
Senshu University

ISSN0286-312X

No. 669

2019. 3. 20

目 次

川崎市税制の特徴と推移	原田 博夫	1
1. はじめに		1
2. 市制とデータの特徴		1
3. 川崎市の占有率		3
4. 租税負担率		7
5. 税収割合		15
6. 暫定的な結論		17
台湾ベンチャー・ビジネスの動向とベンチャー・キャピタル		
—台湾企業のベンチャー型創業とベンチャー・キャピタルの役割—		
.....	荒井 久夫	21
はじめに		21
1 ベンチャー・ビジネスの特徴と台湾の創業について		21
2 台湾における創業を二つに大別		23
3 台湾ベンチャー型創業の代表的企業事例と背景		26
4 台湾 VC の現状と調査事例及び、特色、役割		27
おわりに		32
編集後記		38

川崎市税制の特徴と推移

原田 博夫

1. はじめに

わが国の地方税制は、税収面で太宗を占める法定税に関しては、課税標準・税率とも、ほぼ全国共通な制度が適用されている。地方税制の運用も、全国的に画一化されていて、地方自治体での独自性は發揮しにくい。このことは、国（中央政府）との関係だけでなく、地域間の関係においても、独自の施策が取りにくいことを意味している。

川崎市のように、潜在的に税源の豊かな政令指定都市であっても、税制面では、一般の市町村とほとんど変わらない状況下にある。地域間の関係では、経済活動あるいは課税標準が他の自治体より潤沢であれば、当該自治体の税収は相対的には豊かである。しかし、国（中央政府）との関係においては、税源に見合った税制・税収をみすみす放棄させられている。たとえば、地方自治体の財政力を総合的に示しているとされる財政力指数（＝基準財政収入額／基準財政需要額）で見た時（2016年度決算）、川崎市は1.00で、全国市町村（1,718<2018年1月1日現在>）平均0.50をはるかに超え、政令指定都市（20市）平均0.87も上回っている。普通交付税が不交付団体となる理由である。一般財源（＝標準税収入+普通交付税+臨時財政対策債）で見ても（2016年度決算）、市民一人当たり標準税収入額は213,000円で第3位（大阪市、名古屋市に次ぐ）だが、市民一人当たり一般財源では、他の政令指定都市では普通交付税や臨時財政対策債の歳入が見込めるのに対して、川崎市では普通交付税や臨時財政対策債がゼロのため第18位に落ち込んでしまう（相模原市、さいたま市を、ようやく上回っている）。こうした、税制面での制度上・運用上の中央集権体制は、都市圏域でのさらなる地方分権・地域主権を進める上では、大いに問題がある。

本稿では、市税のみならず、国税、県税に関しても、税収面での基本的なデータを、川崎市域をベースに集計・把握することで、政令指定都市・川崎市の特徴を浮かび上がらせたい。

2. 市制とデータの特徴

わが国の税制は、課税主体ごとに、国税、道府県税、市町村税に分かれている。川崎市は政令指定都市ではあるが、税制としては市町村税制が適用されている。つまり、税制に関しては、政令指定都市とその他の一般の市町村では、区別がない。その上で、この市税制は、川崎市域全域に適用されている。しかし同時に、川崎市域に適用されている税制には、国税と神奈川県

税もある。けれども、この川崎市域に適用されている国税と県税に関する税収データの統計は、制度上は公表されていない。

一般的には、川崎市の税収データとしては、予算にせよ決算にせよ、市税（年度ベース）のみが収録され、公表されている。これは課税権の関係で、当然である。しかし、『川崎市統計書』には、川崎市域からの国税データと県税データも、併せて収録されている。要するに、川崎市域を所管する各税務事務署（所）からの税収データである。具体的には、国税データは、東京国税局所管の川崎南税務署、川崎北税務署、川崎西税務署である。県税データは、神奈川県総務部税務課所管の川崎県税事務所、高津県税事務所、麻生県税事務所である。

そもそも、この国税データと県税データは、課税権・徴税事務の関係では本来は、地方自治体である市域単位でデータを管理すべき必要はないため、一般的には、この市域単位の国税データあるいは県税データは公表されていない。その意味では、この種のデータは、確定値というよりは参考値としての役割しか持たない。しかし、参考値にせよ、まったく根拠の無いものというわけではなく、貴重な基礎データであることは間違いない。したがって、本稿では、この市域単位の国税データと県税データをフルに活用して、川崎市域からの税収構造を分析する。

なお、今回の分析で利用したデータは、税収データ（決算値ベース）は 1975 年度～2016 年度で、国民経済計算・市民経済計算データ関係（名目値）は『国民経済計算年報』『県民経済計算年報』ベースによる 1975 年度～2016 年度値で、いずれも年度データである。

その他に、今回のデータ作成に際して税制に関して行った本稿でのいくつかの特有の処理に関しては、以下の通りである。

第 1 に、物品税と消費税に関しては、この間に、税制の改廃・導入・税率引き上げが行われた。個別間接税である物品税は 1988 年度まで存在し、それに代わるものとして、広範な課税ベースをもつ一般消費課税としての消費税が 1989 年度から導入された。川崎市の税収構造や全国値に占める占有割合を分析する本稿の趣旨からいえば、両者を区別する必要はなく、連続して扱うこととする。ただ、1989 年度以降の消費税は、税制およびその収納状況としては、消費税率が 3% だった制度発足以来 1996 年度までは消費税（国税）（4/5 相当）と消費譲与税（国税）（1/5 相当）として扱われ、消費税率が 5% となった 1997 年度以降は消費税（国税）（4% 相当）と地方消費税（道府県税）（1% 相当）として、さらに 2014 年度（税率 8%）以降は、消費税（国税）（6.3% 相当）と地方消費税（道府県税）（1.7% 相当）として、扱われている。したがって、本稿の範囲でいえば、川崎市域での税収調達という観点から、国税・都道府県税であっても川崎市域の税収とみなし、1988 年度までは物品税、1989 年度～1996 年度は消費税+消費譲与

税、1997年度以降は消費税+地方消費税を、一括して「物品税・消費税」として表記する。

第2に、個人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、個人均等割と所得割の合計額である。

第3に、法人住民税に関しては、道府県民税と市町村民税とも、法人均等割と法人税割の合計額である。

第4に、固定資産税に関しては、市町村税の、土地、家屋、償却資産、交付金の合計額であるが、大規模償却資産を対象とする道府県固定資産税は含まない。

第5に、法人二税（県税）とは、道府県税の中の道府県民税（法人）と法人事業税の合計である。

第6に、国民経済計算統計および県民経済計算統計は、その推計法の変更などが数年おきに行われるため、その基準年が時々変更する。その詳細は本稿末尾の＜データ出典＞を参照されたい。一般的には、こうした推計法の変更に伴う基準の変更は、そのデータ系列の接続性に問題・課題が生じる。つまり、異なった基準に基づく時系列データを安易に接続することはできない。しかし、本稿の文脈では、これらのマクロ経済指標は、あくまでも、各年次の値を求める限りで使用しているので、異なった推計期間の接合性に関する疑義を懸念する必要はない、と考える。

3. 川崎市の占有率

川崎市域で徴収された国税（総額）・県税（総額）・市町村税（総額）が、そもそもそれぞれの全国値と比較してどの程度かが、図1「国税・県税・市税の、全国値に占める川崎市の占有率」に示されている。ここには、比較のために、市内（国内）総生産についても、併せて掲示してある。いわば、この川崎の占有率は、レベルとして見ると、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。市内（国内）総生産の占有率を基準とすると、県税はそれよりも低く、国税、県税はそれよりも高い。この期間の経年的な変化でとりわけ特徴的のは、国税では、1980年代後半にかなり落ち込んだが2000年代に入ると1970年代後半の水準に戻っている。他方、県税および市内（国内）総生産では、1980年代後半以降とりわけ2000年前後に低下したが、2000年代は徐々に回復している。それに対して、市税では、占有率にほとんど変化がない。

国税での内訳を、所得税、法人税、物品税・消費税に分けて見ると、図2「国税の、全国値に占める川崎市の占有率」のように、所得税にはこの期間での変化はほとんどないが、法人税は相当に変動しているし、1970年代後半に比べると、1990年代後半以降はその占有率はかなり低下している。物品税・消費税はその中間であるが、消費税のウェイトは徐々に高まっている。

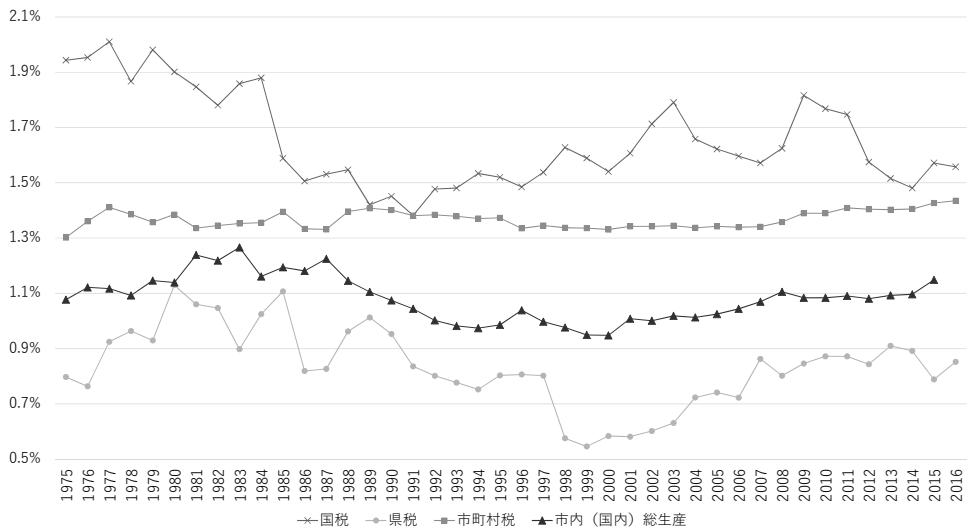


図1「国税・県税・市税の、全国値に占める川崎市の占有率」

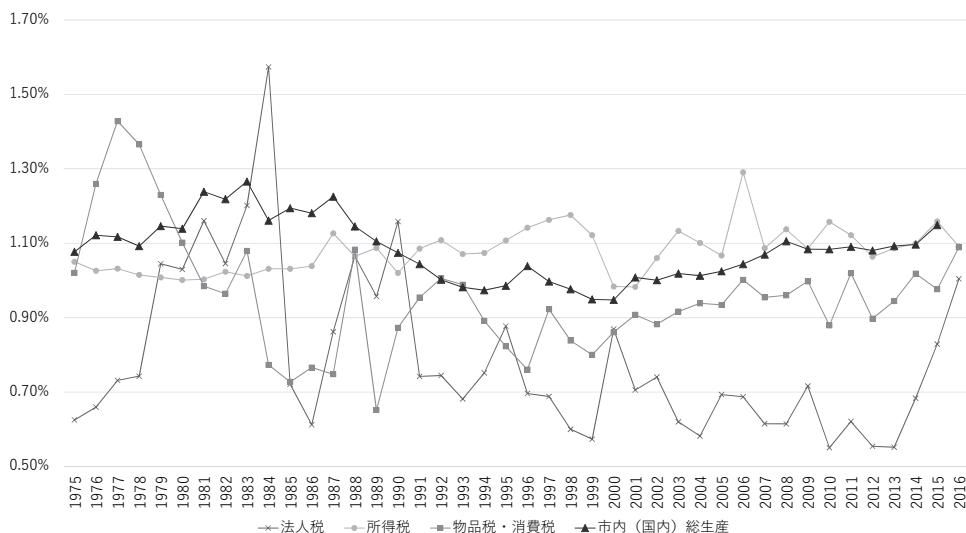


図2「国税の、全国値に占める川崎市の占有率」

県税の場合はどうか。図3「県税の、全国値に占める川崎市の占有率」で、県民税（個人）と法人二税（法人住民税と法人事業税）を見ると、予想通り、県民税（個人）は変動が少なく、基本的に法人所得を課税標準にしている法人二税の変動は大きい。しかし、1980年代後半以降は、法人二税に低下傾向が見られたが、2000年代初頭の5年ほどは、占有率が一時的に急速に高まった。

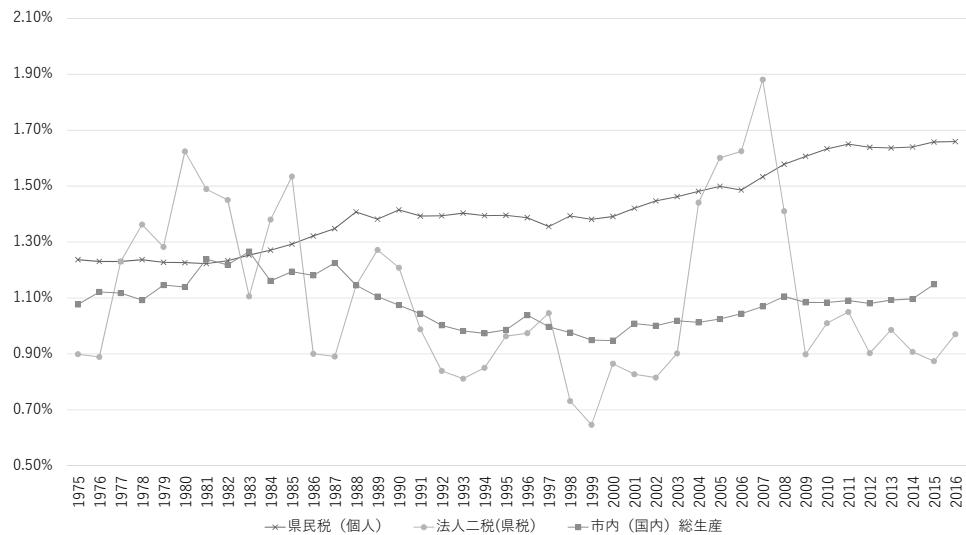


図3「県税の、全国値に占める川崎市の占有率」

市税の場合は、図4「市税の、全国値に占める川崎市の占有率」である。市民税（法人）と市内（国内）総生産の占有率のレベルと動きはほぼ一致している。固定資産税の占有率のレベルはかなり高いが、低下気味である。対して、市民税（個人）は、年度間変動は少ないものの、1980年代半ば以降は着実に上昇し、固定資産税と状況が入れ替わっている。

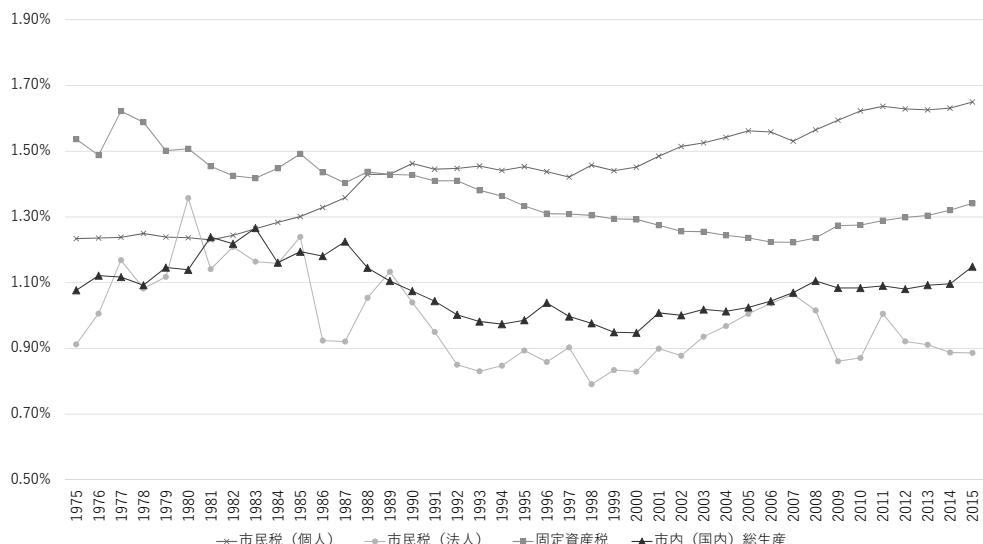


図4「市税の、全国値に占める川崎市の占有率」

法人所得課税だけを集めると、図5「法人関係税の、全国値に占める川崎市の占有率」となる。国税の法人税、県税の法人二税、市税の市民税（法人）は、いずれも景気感応的な税制の特徴から、収支変動が激しいが、ここでの分析対象である川崎の占有率でも、さらに年度間の変動が激しい。いずれも、市内（国内）総生産での占有率の変動をはるかに上回っている。しかしその中では、市民税（法人）は比較的変動が少ない。これは、この税が市町村税として設定されていることからして、ある意味では当然である。

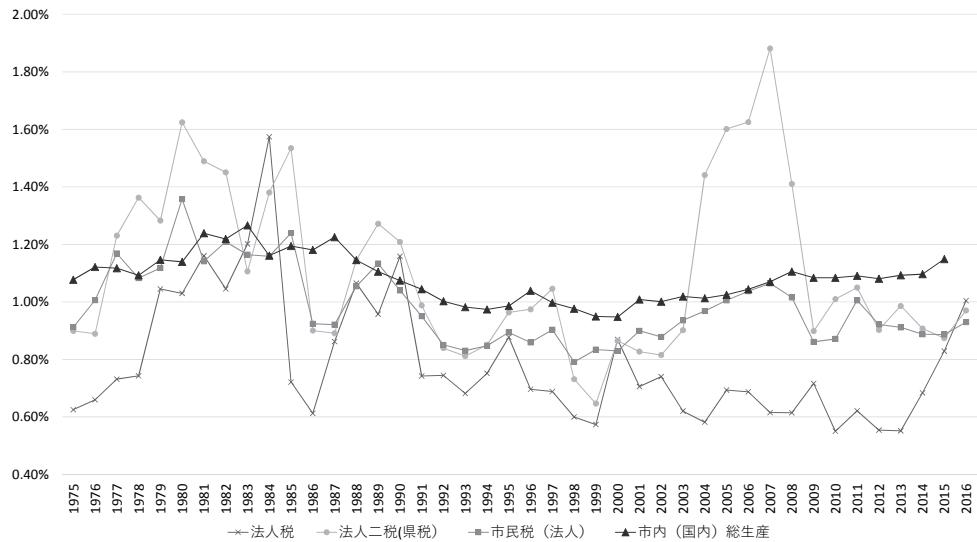


図5「法人関係税の、全国値に占める川崎市の占有率」

他方、個人所得課税を、図6「個人所得課税の、全国値に占める川崎市の占有率」に表示する。ただし、ここでは、この税制の課税標準との関連性から、市内（国内）総生産ではなく、市民（国民）所得を基準とする。税制上の特徴から、これらの税制における川崎の占有率には、経年的にそれほどどの変動はない。このことは、法人所得課税に比較すると、対照的な特徴である。川崎の占有率のレベルとしては、所得税は市民（国民）所得とほぼ同程度である。市民税（個人）と県民税（個人）は、レベルとしては、市民（国民）所得より高く、しかも近年そのウェイトを高めている。

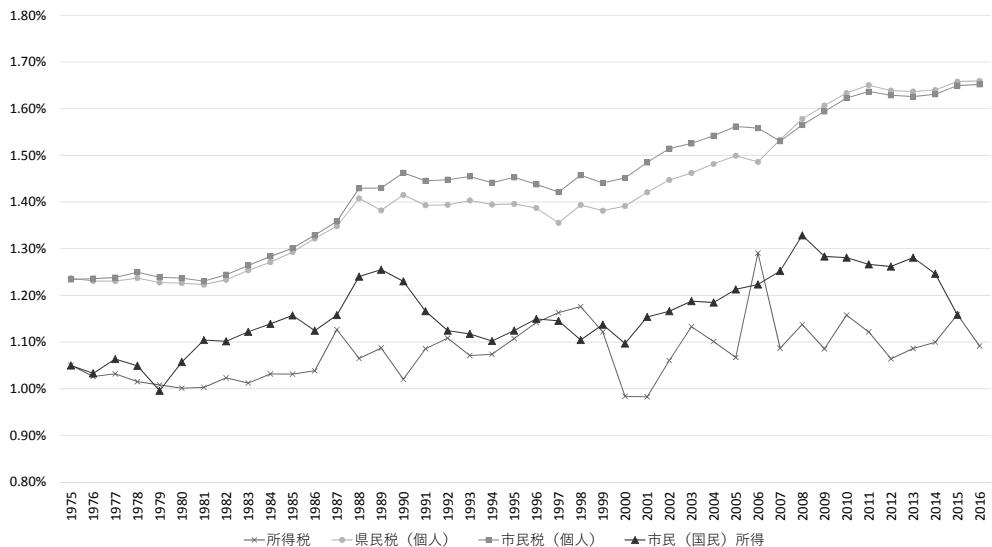


図 6 「個人所得課税の、全国値に占める川崎市の占有率」

4. 租税負担率

租税負担率について、全国と川崎市を比較してみよう。ここでの租税負担率とは、基本的に、税収が国内（市内）総生産に占める比率である。ただし、所得課税については、国民（市民）所得をベースとする。まずは、個別税目ではなく、課税主体ごとに集約された国税、県税、市町村税で、検討してみる。

まず、図 7 は、「国税、県税、市税の租税負担率（全国値）」である。なお、ここでの全国値は、あくまでも日本全国の総額をベースにした値である。租税負担率は、国税では、1970 年代の 9% 台から、1990 年には 13% 超にまで達したが、その後低下し、1990 年代後半からは再び 9% 台、2010 年代に入ると 10% 台に上昇している。県税でも、1970 年代半ばの 2.5% 程度から上昇し、1990 年前後には 3.5% に達したが、その後低下した。しかし、1990 年代後半からは再び上昇し、3.0% に及んでいる。市税では、1975 年の 2.0% 台後半から、1980 年代後半には 4.0% 程度に上昇し、その後ほとんど変化が無い。負担率のレベルとしては、国税が一番高く、その 1/3 程度で市税、さらに県税がわずかに下回っている。経年的な変化としては、1990 年前後までは、国税、県税、市税いずれも、上昇傾向にあったが、その後、国税では低下傾向にあり、市税ではほぼ横ばい、県税では 1990 年代後半に低下から上昇に転じている。つまり、1990 年前後以降は、景気減退による税収減のためか、景気対策としての減税政策の故か、税収の弾力性は、国税では低下しているのに対して、市税ではほとんど変化が無く、県税では低下の後反転している。

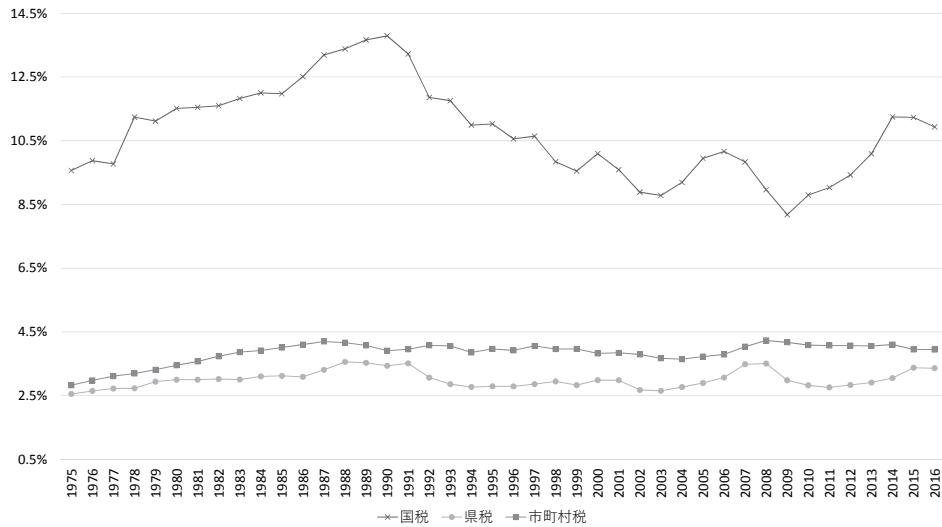


図 7 「国税、県税、市税の租税負担率（全国値）」

図 8 「国税、県税、市税の租税負担率（川崎市）」には、同じく 3 つの租税負担率を、川崎市について示す。ただ、ここでの国税、県税とは、あくまでも川崎市域で発生し、収納された税収額である。租税負担率のレベルでは、国税が最も高く、次いで市税で、県税は最も低い。この傾向は、全国値（図 7）の場合と基本的には同様である。しかし、この川崎では、国税の場合

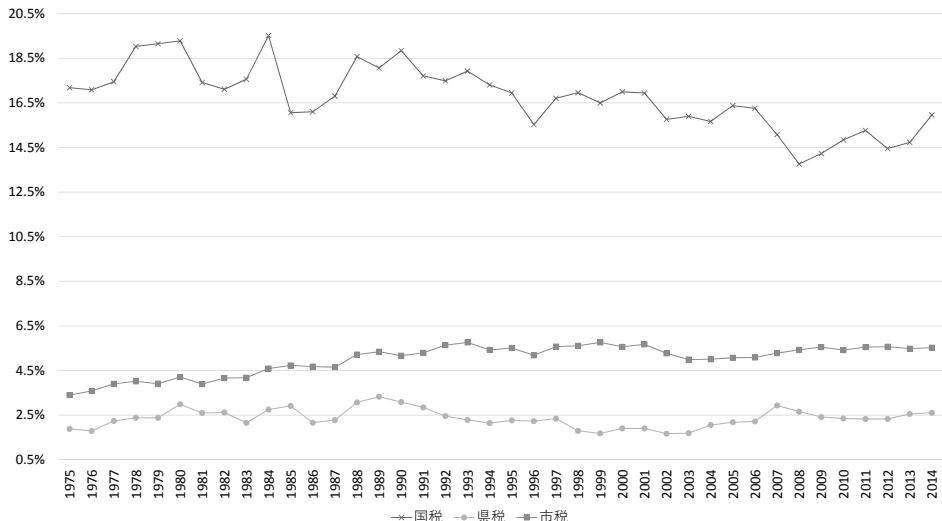


図 8 「国税、県税、市税の租税負担率（川崎市）」

は、この期間、17.0%程度であり、トレンドの変化は生じていない。県税では、1.0%台後半から3.0%程度の範囲をかなり変動しているが、1990年以降は傾向的に低下したが、2007年以降やや上昇している。市税では、1975年の3.5%程度から傾向的に上昇し、2001年には6.0%程度にまで達しているが、年度間の変動は少ない。

この川崎（図8）の動向を全国（図7）の動向と比較すると、とりわけ市税の負担率の動向に顕著な違いがある。つまり、全国では1980年代後半以降は横這いなのに対して、川崎ではこの時期でも着実に上昇しているのである。このことは、さらに、市税の中の個別税目に着目して検討する必要性を示唆しているが、その前に、国税、県税、市税の租税負担率を、それぞれ全国と川崎で対比しておこう。図9「国税の租税負担率（全国値、川崎市）」、図10「県税の租税負担率（全国値、川崎市）」、図11「市税の租税負担率（全国値、川崎市）」がそれである。この対比から直ちに引き出せる観察結果は、次の通りである。国税の租税負担率は川崎が全国に比べて4~7%ほど高い（図9）。県税の租税負担率では川崎が0.5~1%程度低い（図10）。川崎の市税の租税負担率はこの期間中は一貫して高いが、1980年代後半では1%前後の高さだったのでに対して、全国の租税負担率がその後横這いだったこともあり、次第に格差が開き、2001年には約2%に開き、その後はその開きはあまり変わっていない（図11）。

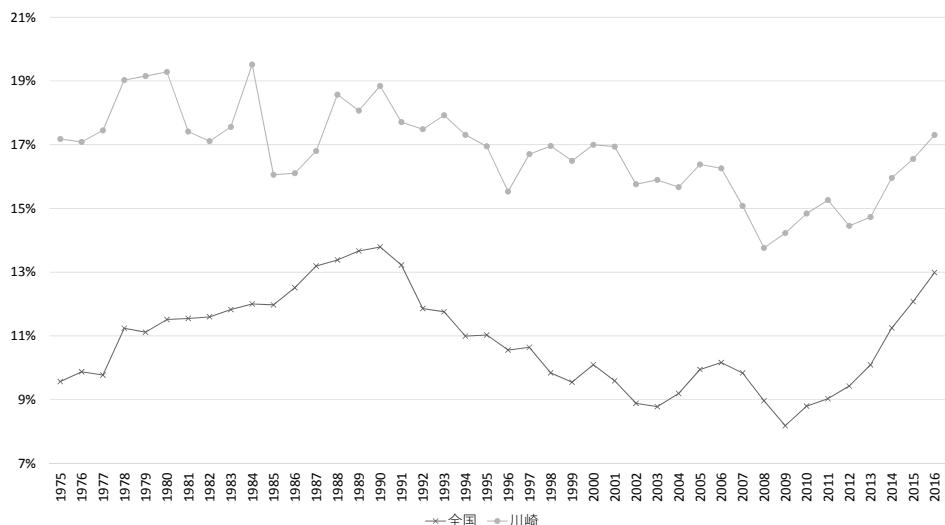


図9「国税の租税負担率（全国値、川崎市）」

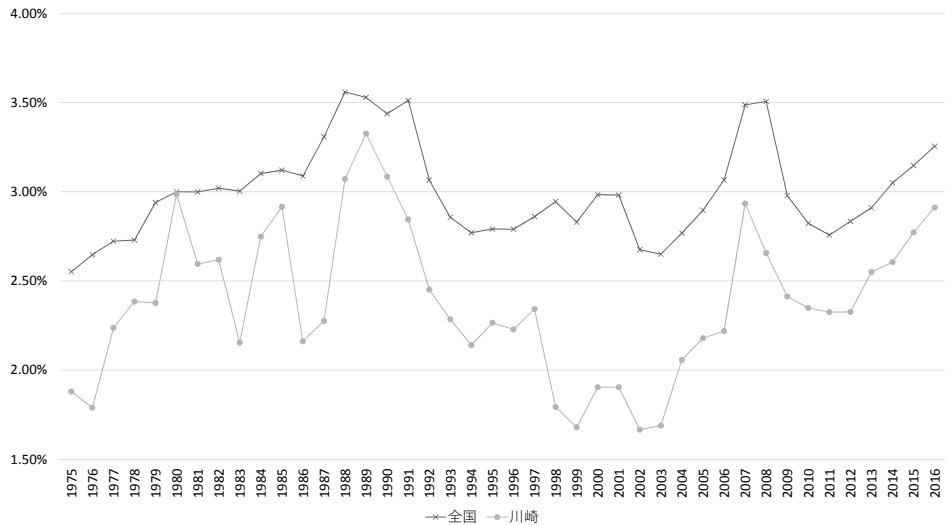


図 10 「県税の租税負担率（全国値、川崎市）」

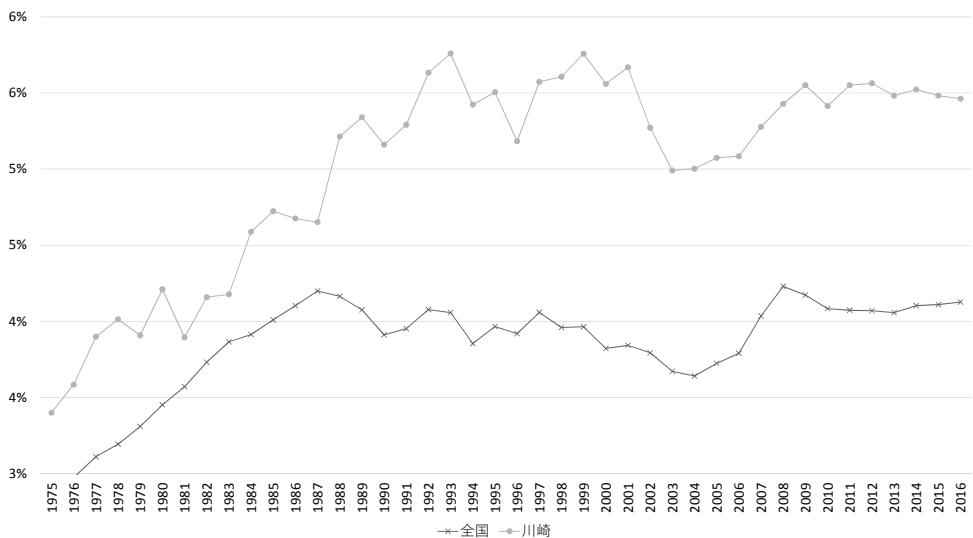


図 11 「市税の租税負担率（全国値、川崎市）」

次いで、主要税目について、その課税標準に対する租税負担率を、全国値と川崎市で対比してみよう。

図 12～図 14 は、所得課税の租税負担率なので、国民（市民）所得をベースにする。図 12 は、「所得税の租税負担率（全国値、川崎市）」である。全国値も川崎もほぼ同様な変化であるが、

1980年から95年頃までは、川崎が全国値を下回っていた。2000年以降も、川崎が全国値を下回っているが、全国値の変動がやや激しい。図13は、「県民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。レベルとしては、川崎が全国値を0.1～0.2%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。2007年度には、個人県民税（所得割）の税制改正があったため¹、租税負担率は一挙に倍近く0.6～0.7%ポイント上昇し、その後は、川崎市の負担率の上昇が全国値のそれを0.3～0.4%ポイント上回っている。図14は、「市民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。このレベルも、川崎が全国値を0.2～0.4%程度上回っている。その経年的な変動は、全国値と川崎もほぼ連動している。要するに、県民税（個人）と市町村民税（個人）の租税負担率の経年変動は、全国値と川崎市はほぼ同様な状況である。ただ、2007年度の税制改正の影響は、県税への影響（倍増に近い）ほど大きくはないが、2000年代後半の租税負担率上昇は全国値・川崎市ともに0.5%ほどの大きさなので、3割増といったサイズ感である。

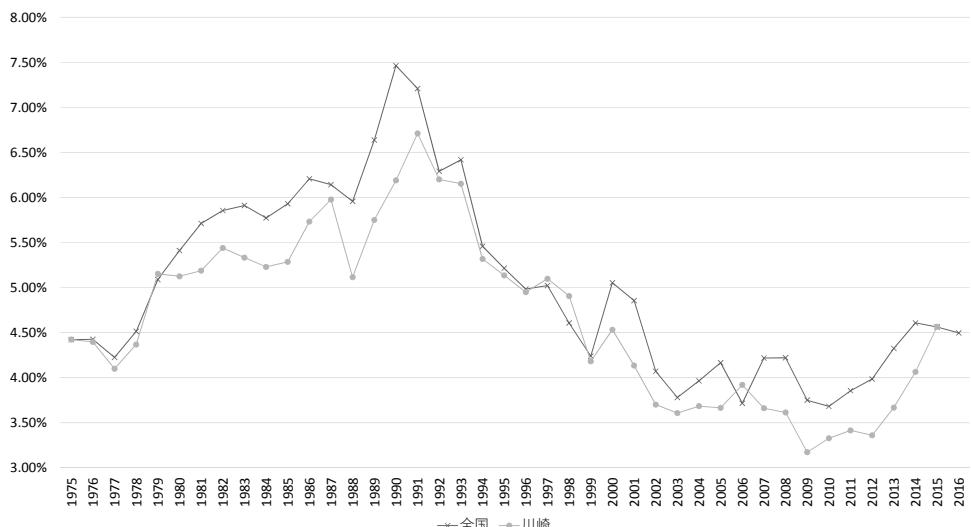


図12「所得税の租税負担率（全国値、川崎市）」

¹ この時の税制改正は、国と地方の税財源配分に関する「三位一体改革」と呼ばれ、国から地方への税源移譲（3兆円）、国庫補助負担金制度の改革（削減）、地方交付税の改革（削減）からなっていた。その結果、道府県民税（所得割）の税率は、1997年度以降、700万円以下2%、700万円超4%だったものが、2007年度に、一律4%に引き上げられた。一方、市町村民税（所得割）の税率は、1999年度以降、200万円以下3%、200万円～700万円8%だったものが、2007年度に、一律6%に定められた。したがって、引き上げ幅としては、道府県の方が市町村よりも規模が上回っている。

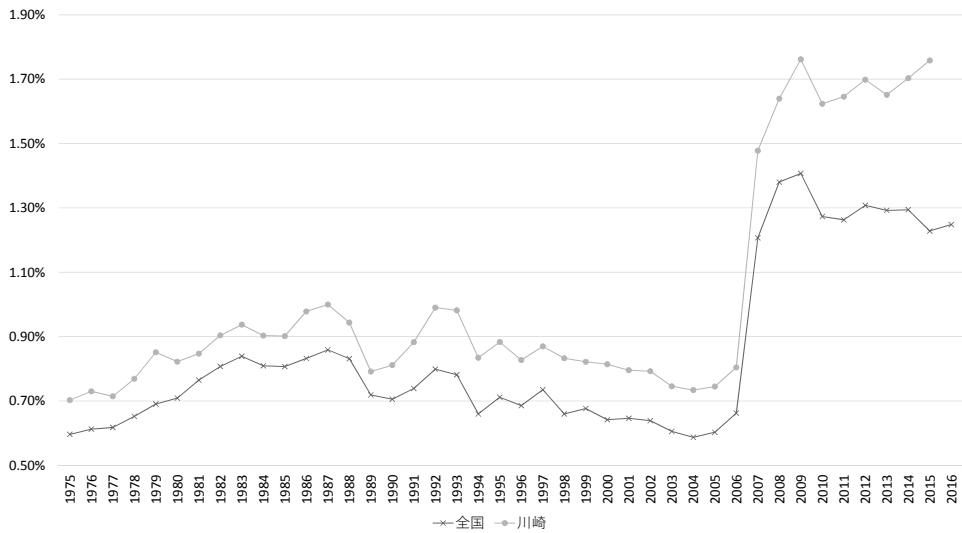


図 13 「県民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

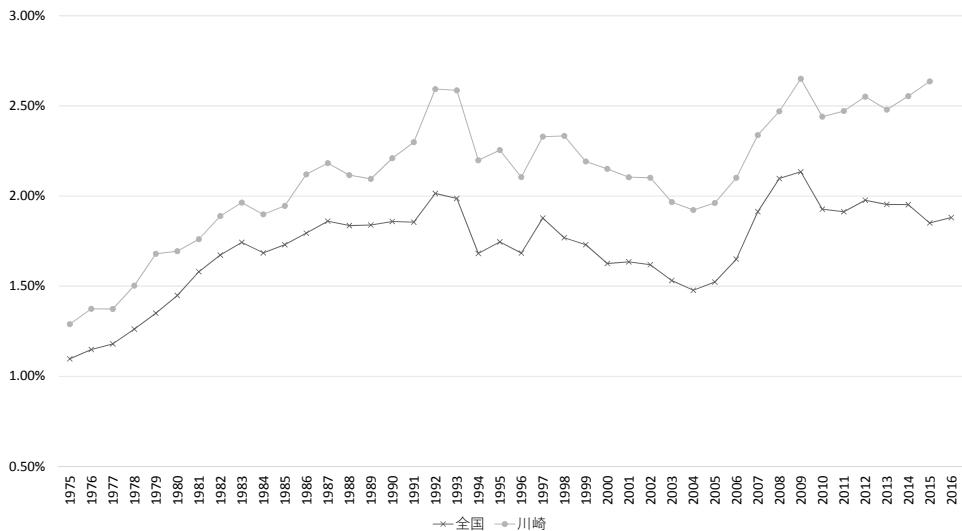


図 14 「市民税（個人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

図 15～図 17 では、法人所得課税の租税負担率を、国内（市内）総生産をベースに見てみる。図 15 は、「法人税の租税負担率（全国値、川崎市）」である。レベルとしては、全国値の方が川崎を 1% 程度上回っていることが多い。この期間の経年的な変動もほぼ連動している。しかし、川崎では負担率が急激に変わる年次があり、その典型は、1984 年～87 年、1990 年の時期であ

る。図 16 は、「法人二税（県税）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。この場合は、全国と川崎のレベルはほぼ同一である。年度間の変動も、全体的には連動している。しかし、年度間の変動は川崎のほうが激しく、典型的には、1980 年～89 年、2005 年～2008 年の時期である。

図 17 は、「市民税（法人）の租税負担率（全国値、川崎市）」である。これは、全国値と川崎市



図 15 「法人税の租税負担率（全国値、川崎市）」

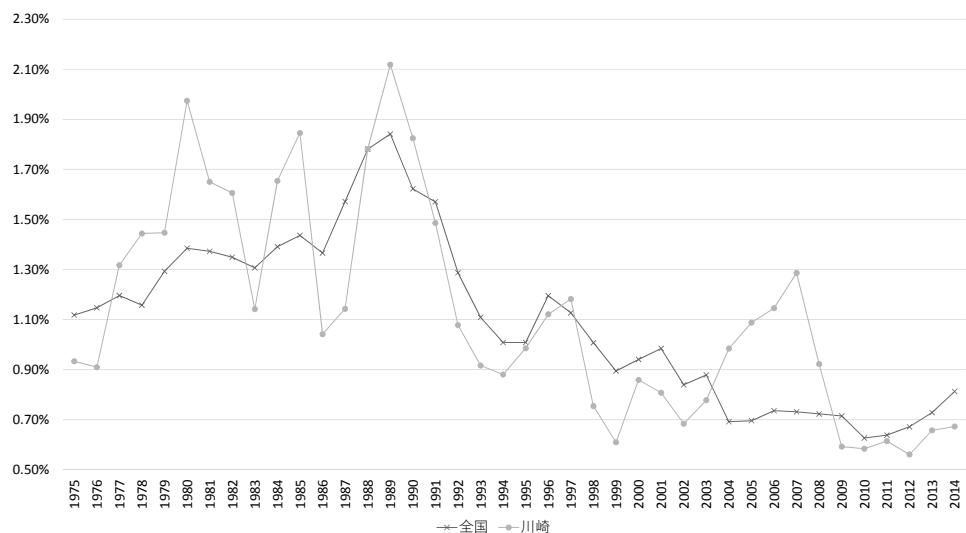


図 16 「法人二税（県税）の租税負担率（全国値、川崎市）」

の年度間変動にほとんど差異はない。例外は、1980 年代の変動であるが、その場合でも、両者が異なる方向に変化するのではなく、川崎市の変動が、全国値よりもより大きな振れ幅になっていることである。

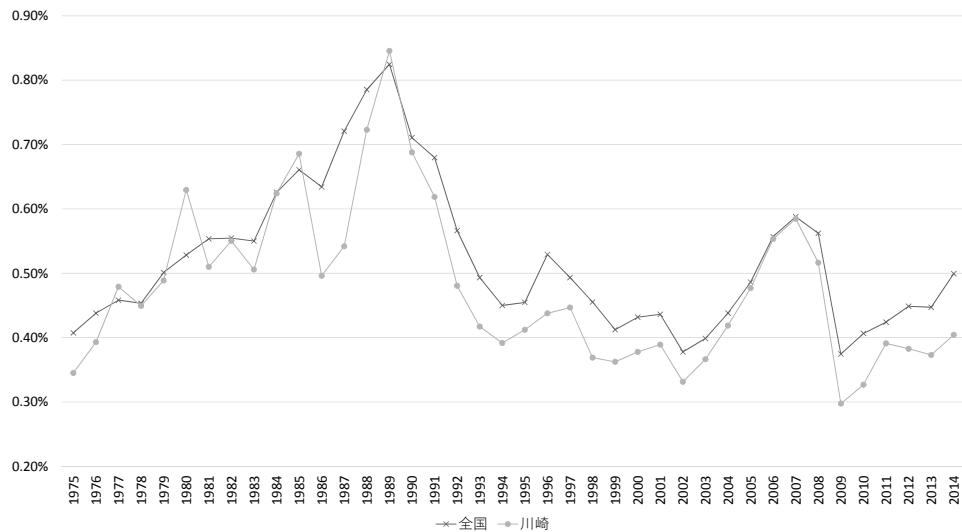


図 17 「市民税（法人）の租税負担率（全国値、川崎市）」

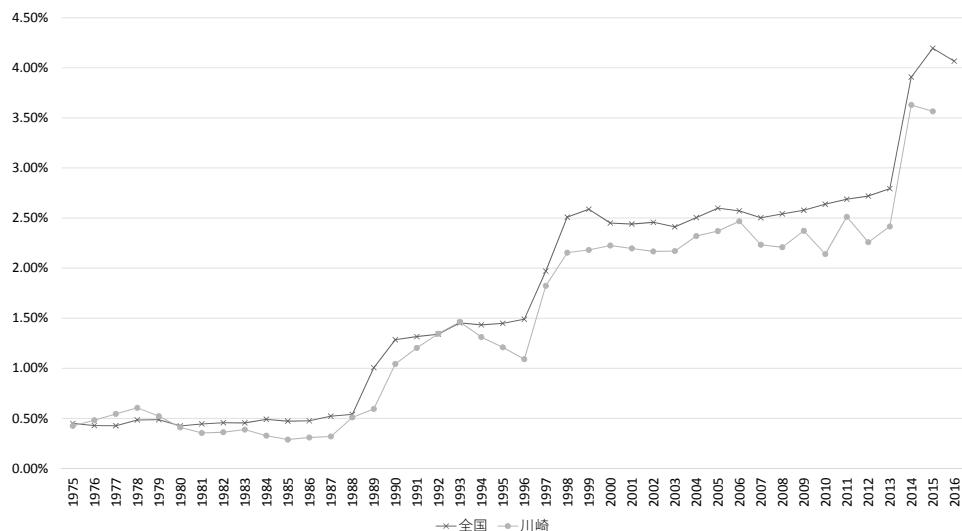


図 18 「物品税・消費税の租税負担率（全国値、川崎市）」

図18は、「物品税・消費税の租税負担率（全国値、川崎市）」を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、この期間のレベル・変動のいずれでも、全国値と川崎市ともほぼ同じ動きである。この租税負担率の変動は、消費税の導入・税率引き上げによるものである。消費税は、1989年度に物品税を廃止して税率3%で導入され、次いで、1997年度に税率が5%に引き上げられた。さらに、2014年度に税率は8%に引き上げられた。全国値・川崎市の租税負担率は、こうした制度改正（増税）の結果、同じ方向・程度で上昇している。

図19は、「固定資産税の租税負担率（全国値、川崎市）」を、国内（市内）総生産をベースに表示してある。この租税負担率は、レベルでは、川崎市が全国値より1970年代は0.5%程度上回っていたが、1990年代から0.7~0.8%程度に拡大し始めたが、2000年代以降は再びその開きが縮小している。いずれにせよ、経年的な変動は、全国、川崎ともにきわめて少ないが、同時に、全国、川崎とともに、この期間に負担率が着実に上昇しているのが、特徴的である。

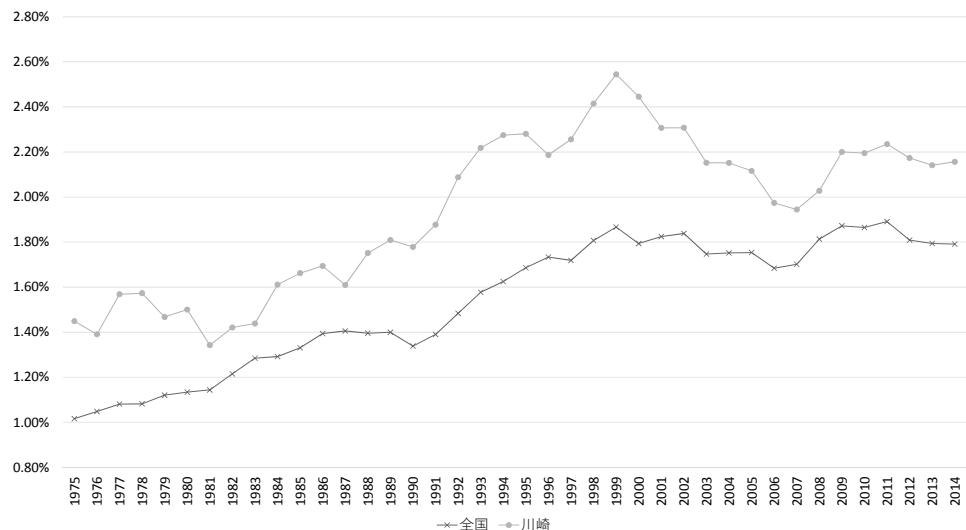


図19「固定資産税の租税負担率（全国値、川崎市）」

5. 税収割合

主要な個別税目について、税収総額（市税）に占める割合が、全国と川崎でどの程度の異同があるかを分析する。

市税の場合は、川崎の全国値に占める占有率は、総額に関しては、図1で見たように、経年に一定している。「市税（総額）に占める個別税目の割合（全国値、川崎市）」に関しては、

図 20 で固定資産税を、図 21 で市民税（法人）を、図 22 で市民税（個人）を表示してある。市税総額に占める個別税目の税収割合は、全国値でも川崎市でもほぼ同じレベルでかつ経年的な変動も類似している。しかし、固定資産税と市民税（個人）の場合では、全国値と対比すると、その相対的な位置関係に、1980 年代後半に変化が見られる。固定資産税の税収割合は（図 20）、

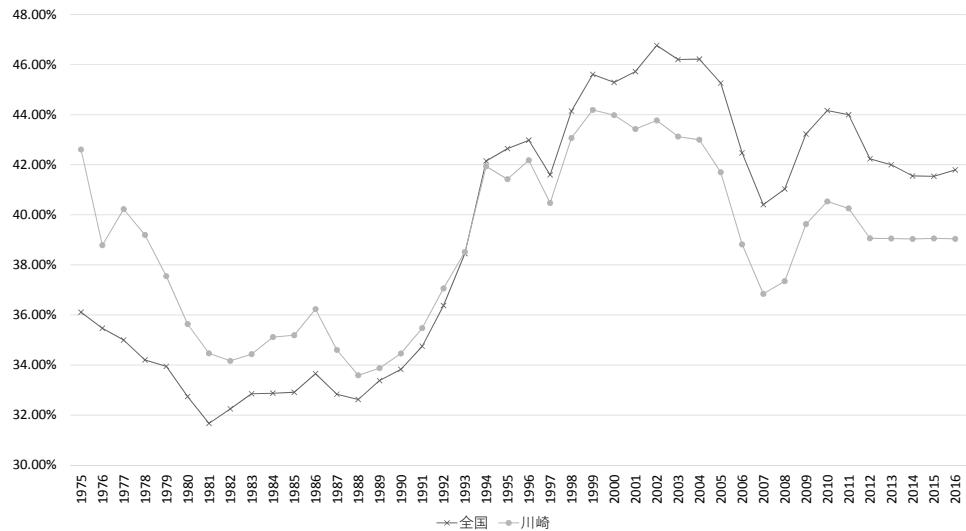


図 20 「市税（総額）に占める固定資産税の割合（全国値、川崎市）」

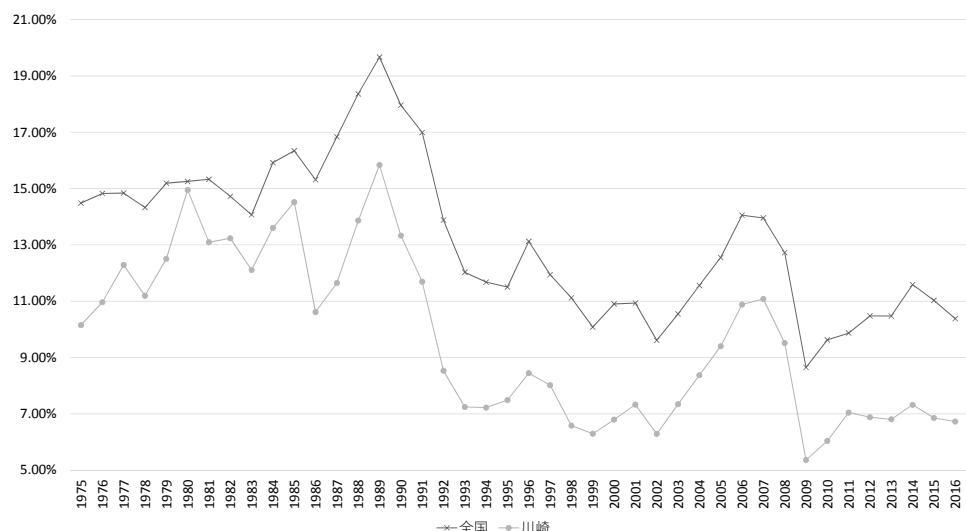


図 21 「市税（総額）に占める市民税（法人）の割合（全国値、川崎市）」



図 22 「市税（総額）に占める市民税（個人）の割合（全国値、川崎市）」

当初は川崎市が上回っていたが、1990年にやや川崎市が下回り、その後この傾向が定着している。他方、市民税（個人）の税収割合は（図22）、当初は川崎市が下回っていたが、1988年にやや川崎市が上回り、その後この傾向が定着し、さらに上回る度合いが大きくなっている。

6. 暫定的な結論

政令指定都市は、一般的には、他の一般の市町村に比べると、行政上の事務範囲・権限や財政的な裁量の余地が大きいものと理解されているが、税制に関しては、そうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない。推測するに、政令指定都市には、税制面でのこうした措置を手当てしなくとも、豊富な税源を反映して税収面では十分に潤沢だとみなされていたからではないか。しかし、現実には、とりわけ近年の景気低迷を反映した税収の伸び悩み状況から容易に推測できるように、大都市といえども、それどころか重厚長大型産業を抱えた大都市なるがゆえに、川崎市の税収の落ち込みは顕著である。こうした事態に対しては、政令指定都市には、大都市特有の行財政ニーズがあり、それに対処するためにはやはり独自の税源・課税権を発揮して自前の財源調達力を確保すべきとの主張には、一定の合理性・妥当性があるだろう。

その手掛かりとして、かつて（12～13年前）の自分の分析結果（以下の「参考文献」を参照）がどの程度現在でも成立するのかを、整理しておきたいとの思いから、当時扱ったデータの対象期間を最近時点まで延長して本稿の分析をスタートしたわけである。もともと安定性を第一

優先順位にせざるを得ない地方財政や地方税制の運営である以上、激変は回避されがちなのだが、それでも、この激動の時代の下、地方財政・地方税制の世界も安閑とはしていられない状況にあることは、「ふるさと納税」の人気・浸透振りを見ても歴然としている²。「地方創生」や大都市 vs 地方圏の両立を目指す上で、どのような税体系が適正なのか³、まずは、川崎市を例示に約40年間の推移をトレースしてみた。その結果は、かつての分析には、その基本的視点には改変を加える必要はない、というものである。

ただ、以上の分析は、川崎市特有のデータソース（国税・県税の所管機関・情報が、たまたま川崎市域に重なっている）に基づいていて、約40年という長期間に及ぶとはいって、基本的な財政（税制）決算値や、国民経済計算・市民経済計算に基づくマクロ経済（地域経済）の統計データに基づくものであり、その大部分はなおファクトファインディングの域に留まっている。複数の変数間の因果関係の模索などは不十分である。たとえば、経済活動、地元企業の景気動向、および国と地元自治体である川崎市の税制、財政運営などの要素や、それぞれの相互作用などについては、仮説あるいはモデル設定に基づく検証までには至っていない。これらの点については、なお、残された課題としたい。

＜データの出典＞

国民所得・国内総生産

出典：内閣府『国民経済計算』

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/files_kakuhou.html)

² 2008年度に導入された「ふるさと納税制度」は、当初（2008年度）は受入額81億円、受入件数5万件に止まっていたが、東日本大震災（2011年3月）や、各自治体による返礼品競争、ワンストップ特例制度の導入（2015年度）などもあり、2016年度には、受入額2,844億円、受入件数1,271万件に上っている。返礼品競争には行き過ぎもあるが、ふるさと納税それ自体は、意義のある制度といえる。しかし、問題は、ふるさと納税を行う住民の居住自治体の税収が減少（流出）してしまうことである。たとえば、川崎市では（2017年度）、寄付者6.9万人、実質住民税流出額は42億円にのぼり、全国一の流出額と推定される。しかも川崎市の場合は、不交付団体のため、この減収分が補填されることはない。制度設計の当初の狙いと、運用面の稚拙さ・人々の関心の機微をどう調整するか、見直しが必要なことは明らかである。（『週刊東洋経済』2018年8月11～18日号、「川崎、不交付団体の憂鬱」『日本経済新聞』東京・首都圏経済、2018年9月20日朝刊）

³ 2018年を通じて、東京都と自民党・総務省の間で、法人二税（法人事業税と法人住民税）の税収をどのように配分するかで、厳しいやり取りが展開された。東京都としては、ここ10年間、すでに相当規模の是正措置（東京都から税収を吸い上げ、地方圏に配分する）が取られてきたことから、これ以上は東京都の財源確保に支障をきたし東京の活力を削ぎかねないと懸念が、繰り返し出された。しかし、地方創生に手詰まり感があり財源不足に悩む地方圏では、こぞって、地方への配分を手厚くしようとする自民党・総務省サイドに立ち、東京都の主張を孤立させた。結果は、多勢に無勢で、東京都が一敗地にまみれて2019年度予算が決まったという構図である。問題は、このような当面の政治的決着で終わらせるのではなく、世界・アジアの中での相対的な位置を失いつつある現在の日本で、中長期的な将来展望を目指すためには、地方企業課税はどうあるべきかについての根本的な検討が求められている、という認識だと思う。

推計方法に関する補足

- ~1989年：1968SNA、平成2年基準（平成10年度確報）
- 1990年～1995年：1993SNA、平成7年基準（平成15年度確報）
- 1996年～2000年：1993SNA、平成12年基準（平成18年度確報）
- 2001年～2014年：1993SNA、平成17年基準（平成26年度確報）
- 2015年・2016年：2008SNA、平成23年基準（2018年12月10日時点）

市民所得・市内総生産

出典1：内閣府『県民経済計算』（2014年度まで）

（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/files_kenmin.html）

出典2：川崎市市民経済計算平成27年度報告書（2015・2016年度）

（<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-6-3-0-0-0-0-0-0.html>）

推計方法に関する補足：

- ~1989年：1968SNA、平成2年基準（内閣府県民経済計算）
- 1990年～1995年：1993SNA、平成7年基準（内閣府県民経済計算）
- 1996年～2000年：1993SNA、平成12年基準（内閣府県民経済計算）
- 2001年～2014年：1993SNA、平成17年基準（内閣府県民経済計算）
- 2015年：2008SNA、平成23年基準（川崎市市民経済計算、平成27年度報告書）

川崎市・税務データ

出典1：『川崎市統計書』平成13年版～29年版（1996年～2016年まで）

（<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/51-4-15-0-0-0-0-0-0.html>）

出典2：原田、マウジダ（2007）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 - 」『論文集』（1975年～1995年までの税収データ）

国税データ

出典：国税庁『長期時系列データ』

（<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>）

地方税データ

出典：『地方税に関する参考計数資料』（平成29年度）

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h29.html）

＜参考文献＞

- 田中隆之、原田博夫（2005年3月）「川崎市の成長構造と税収構造の変化 - 市民経済計算と税収データからのアプローチ - 」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第1号、pp.79-98
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2006年3月）「川崎市の税収構造 - 全国値との比較 - 」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第2号、pp.23-38
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月）「川崎税収構造の特徴」『論文集』専修大学大学院社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第3号、pp.209-229
- 原田博夫、マウジダ・アブドワイット（2007年3月）「川崎市の税収構造—全国値との比較—」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所研究年報、第5号、pp.219-232

＜謝辞＞

本稿作成に当たっては、田中康裕（大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 社会データ構造化センター特任研究員、専修大学社会知性開発研究センター／ソーシャル・ウェルビーイング研究センター客員研究員）氏からの、データ整理・図の作成などの援助を得た。しかし、本稿中でデータ処理・解釈に誤りなどがある場合は、筆者にその責任がある。

台湾ベンチャー・ビジネスの動向とベンチャー・キャピタル —台湾企業のベンチャー型創業とベンチャー・キャピタルの役割—

荒井 久夫

はじめに

1960年代後半から日本は高度に発達した産業社会を迎え、ハイ・テクノロジー（高度技術、先端技術）を企業化するために、既存の組織からスピン・オフする創業形態が増加した。これらスピン・オフ形態により創業した企業を中村・清成・平尾〔1971〕は、「ベンチャー・ビジネス：Venture Business」と名付け、産業史の流れの中で一つの画期的な意味を持つとしている。その「ベンチャー・ビジネス論」が世に新たな企業概念として問うてからまもなく50年を迎えるとしている。そこで日本以上にベンチャー・ビジネス活動が活発な台湾の現状をみていくことにする。

台湾でも1980年代以降、基幹産業であるIT企業では、活発なスピン・オフ形態の創業が受けられた。その多くはアメリカのシリコンバレーから発展したIT企業と、台湾新竹科学工業園区との人的交流を通して、パソコンのハード部門を担ってきたのが台湾ITベンチャー企業であった。そのベンチャー企業の中から、80年代のアメリカに自社ブランドの32ビット・パソコンを売り込んだ、この分野のパイオニアである宏碁（Acer）を嚆矢として、多くの大手ITベンダー（鴻海、広達、仁寶、AsusTeX）が輩出された。

ここでは2005年から11年にかけて、台湾の創業形態について、筆者がフィールド調査した結果を踏まえ¹、スピン・オフ形態による創業という日本と台湾との共通認識の下に、新たに2017年～18年にフィールド調査したベンチャー・キャピタル（VC：Venture Capital、以後VCと記載）を加え考察していきたい。

本稿では、まずベンチャー・ビジネスの特徴と、台湾における創業事情を明らかにする。次に、台湾企業の創業形態を二つに分けて特徴を比較し、フィールド調査事例を紹介する。さらに、台湾VCの現状とフィールド調査事例紹介した後、VCの特色と役割を考察し、最後に、台湾ベンチャー・ビジネスの課題を抽出することとする。

1 ベンチャー・ビジネスの特徴と台湾の創業について

（1）ベンチャー・ビジネスの特徴について

中村・清成・平尾〔1971〕によると、ベンチャー・ビジネスは既存の組織からスピン・オフ

する創業形態である。当初はベンチャー・ビジネスも小企業として出発するが、従来の新規開業小企業との違い、独自の存在理由をもち、経営者自身が高度な専門能力を有している。さらに、人々を引きつけるに足りる魅力ある事業を組織する企業家精神（Entrepreneurial Spirit）を持っており、高収益企業でもある。

具体的な特徴として、第1に、企業家精神を持った企業家によってリードされ、リスクを積極的に引き受け、知的能力が高く、総じて高学歴、高い専門能力を有する。

第2に、大手企業、研究機関等からスピン・オフした企業家が多い。自己の能力を發揮するために既存組織から離れ、自ら組織をつくる。大企業体制の限界を明確に意識し、創業にあたり、ダイナミックな組織を形成し、環境の変化に柔軟かつスピーディーに適応する。さらに、人的経営資源の蓄積が豊富である。

第3に、システム的発想を持ち、企業外に人的資源のネットワークを有し、情報流通の結節点に位置し、システム・オーガナイザーの役割を果たしている。

また、最初のベンチャー・ビジネス論が持ち込まれた1970年代と比べ、日本の社会制度や産業構造も変わっており、可能な限り広義に解釈し、明日の活力を生み出すようなベンチャー企業という視点から、松田〔2001〕によると、「成長性の強い起業家に率いられたリスクを恐れない若い企業で、製品や商品の独自性、事業の独自性、社会性、さらに国際性を持った何らかの新規性のある企業」と、定義されている。

いずれにしても、ベンチャー・ビジネスは多様、異色な企業であり、具体的な存在形態も多様であり、その発展志向性もまた多様である。そこで台湾でもこれらの特徴に当てはまる企業を、ベンチャー型企業（ベンチャー・ビジネス）と名付け考察していく。

（2）台湾企業の創業について

台湾では1950年代の繊維産業を始め、1970年代は金属・機械産業、1980年代以降はIT産業と順調に発展過程（量的拡大）を辿り、それと軌を一にしてスピン・オフ形態の創業が急増していった。台湾で創業が急増した要因として、第1に、後発工業国では創業に際し、技術はリバース・エンジニア（模倣技術）を基本とするため、模倣が容易である市場は同じ組織力を持つたライバルが乱立する（アルドリッチ〔2007〕）。

台湾でも1960年代以降、輸出加工区（EPZ：Export Processing Zone）の設置、優遇税制措置、安価で豊富な労働力を誘因とし、外資企業の誘致に努めた結果、日本、アメリカ、香港の労働集約的な産業を始め、電気・電子関係の外資系企業の進出が急増した。

その外資系企業から職務を通じ取得した暗黙知を含む多くの技術（多くは模倣技術）を利用し、業務効率の高さや製品改良の優秀さなどから、各市場でシェアを伸ばし、それが更なるス

ピン・オフ形態の創業を急増させた。

サクセニアン [2008] によると、台湾では成功した先行企業からスピン・オフが生まれ、それらが新たな市場や技術の方向性を示し、後続の起業者たちのロールモデルになるという、成功の連鎖も生まれている。

第2に、台湾では戦後、産業、金融の二重構造が長期に渡り存在していた。つまり、官営大企業（国営、党営、軍営、県営の総称）と民営で脆弱な中小企業との構造である。戦前の日本人所有企業が戦後全面的に国有化された結果、膨大な規模の官営企業が生まれる一方で、脆弱な地場民営企業の二重構造が、戦後の産業構造の起点となり、官営企業は大規模で独占的であり、一方で、民営企業の多くは中小規模で競争的であった。

さらに、政府の金融、産業政策は官営大企業を対象としていたため、民営中小企業はIT企業を除き、政府からの資金、技術援助を受けられなかつた。他方で、自由な企業活動が保証されていたことが、民営中小企業の発展に寄与したといえる。

第3に、台湾企業の創業に際し、文化的背景も見逃せない。それは「自利」、「自主」を指す。于 [1993] によると、「自利」とは、自らを利するという動機を十分發揮させることであり、自利のためには苦労辛苦を厭わない。その成果の蓄積により私有財産が形成されていく。「自主」とは、個人が主人として決定権をもつことであり、特に台湾人は主人となることを強く好む。人から支配される企業（組織）勤務より、一企業の主人（老板）であることに、心理的に一種の満足感とやりとげたという感じを持てるのである。

以上の点が戦後台湾企業の活発な創業を支えた要因であろう。

2 台湾における創業を二つに大別

前項でも述べたが、台湾では一般に業種を問わずスピン・オフ形態により創業し、「老板」と呼ばれる生産手段を自ら所有する事業主とその家族が経営を担い、人的ネットワークと水平・垂直分業を通して企業は発展してきた。さらに、台湾社会は老板という企業家を生み支える社会であり、老板主導の企業発展は今後も続くものとみられている²。

一方で、台湾フィールド調査から、従来の「老板」と呼ばれる経営者とは違う新たな経営者が見受けられ、それら経営者を「ベンチャー型」創業と呼ぶことにする。従来の老板と呼ばれる経営者を「自利・自主型」創業と呼び、二つに分けてみていくことにする。

(1) 「ベンチャー型」創業と「自利・自主型」創業

「ベンチャー型」創業は、技術が重要なIT、精密部品・機械などの業種に多くみられ、創業

にあたり自己の技能能力を活かすために専門技術者が創造的な仕事を求める傾向にある。さらに、組織内ではできない仕事をするためなど、明確な目的意識を持ち、共同経営が基本で、必ずしも当初から利益追求を目的としない。

「自利・自主型」創業は、伝統産業の繊維、一般機械・金属加工など現場の多能工（技能工）が、営利を目的に裸一貫で独立・創業し、家族経営を基本とする。創業に当たり入社時より創業することを目指し、勤務中は職業訓練期間と考えている。

表1 台湾スピニ・オフ型形態創業の比較

項目	ベンチャー型（専門技術者）	自利・自主型（多能工、技能工）
創業時、経営者の年齢	30代後半（技術的に豊富な経験を積む）	20代から40代（少ない経験でも独立）
組織内の地位	専門技術者 ホワイト・カラーが中心	多能工〔技能工〕 ブルーカラーが多い
学歴	高等専門学校以上、大学卒が多い	義務教育終了（中学）以上
独立動機	創造的な仕事を求める 組織内で出来ない仕事をする	営利の追求 資産の増殖を優先する
創業者数	同一社内、社外を問わず複数（2名以上） が多い	一人又は、数人で独立し、家族も経営を担う
経営形態	共同経営が多い	家族経営が主体
資本形態	外部資本を積極的に導入 ベンチャー・キャピタルを活用	自己資本が中心 標会から調達 ³
業種	IT関連、精密機械、精密部品 一部工作機械	繊維、一般機械・金属、基盤的技術分野の加工業、工作機械
技術	海外からの技術導入、工業技術研究院とのプロジェクト、自社で技術開発	創業者の経験、同業者からの情報、製造機械メーカーからの指導

資料：筆者作成

また、「自利・自主型」創業の企業は、設立当初、資本、設備、情報などが不足している。そこで、経営者の人的ネットワークと垂直・水平分業を活用してリスクを分散してきた。さらに、台湾産業では垂直・水平分業の発達により、参入障壁が著しく低下し、製造工程が細分化され、一工程から創業することが可能になり、創業時に必要な資金の減少にも繋がっている。

表1で台湾スピニ・オフ型形態創業の比較項目を列挙してみた。この表から、創業年齢に大きな違いはないが、学歴、独立動機と経営形態、資本構成、技術などに関しては明確な違いが見られる。

ここでは創業形態を二つに分けてみてみたが、「自利・自主型」創業企業の中から創業期を経て成長期を迎える家族経営の限界を知り、所有と経営の分離、社員持株制度、外部資本であるVC

の活用など、近代経営を目指す企業も見受けられた（企業調査事例を参照）。

（2）台湾産業を二つの分類に集計

表2は、①IT（電子部品）、②機械・金属、③繊維各産業を「ベンチャー型」と「自利・自主型」の二つに分けて集計したものである。

表2 業種別スピノ・オフ形態の創業一覧表

業種	① IT（電子部品）	② 機械・金属	③ 繊維
ベンチャー型	8社	4社	3社
自利・自主型	8社	29社	13社
計	16社	33社	16社

資料：専修大学社会知性開発センター・中小企業開発センター『台湾の産業発展と中小企業』著者担当 55~96 頁、その他、年度別調査報告書等を参考に作成。

調査対象業種：①IT企業は16社中14社はコネクター製造業である。②機械・金属業は工作機械5社、金属製造1社、金属加工21社、金属メッキ、コーティング3社、自動二輪部品2社、外資1社の総計33社。③繊維産業は川上部門2社、川中部門7社、川下部門7社、計16社。総合計64社。

この結果から、①IT企業ではベンチャー型が50%を占めている。②機械・金属業ではベンチャー型が少ないが、これは高雄県に集積しているネジの金属加工で下請け企業が多いことが要因である。③繊維産業は台湾の伝統産業といわれ典型的な自利・自主型が多い。

以上の点から、台湾でもIT企業をはじめとする技術を重要視する製造業では、新たなベンチャー型創業が簇生している。それら企業が簇生した背景として、1980年代以降、台湾経済は高度に発達した産業社会を形成し、その牽引役としてIT産業が急成長するなど、資本、技術集約的な産業構造に転換したと考えられる⁴。

台湾政府はIT企業育成策により、科学工業園区、工業技術研究院（ITRI：Industrial Technology Research Institute、以下ITRIと記載）⁵を設置し、人材の育成、技術支援、さらに、積極的にスピノ・オフ形態による創業を促進した。また、1990年代に入ると、創業を資金面から支えるVCの創設ラッシュが続き、このIT企業を始め自利・自主型創業企業も含め投資案件も急増するなど、資金面からの創業、事業拡大の支援も強化された。

3 台湾ベンチャー型創業の代表的企業事例と背景

(1) ベンチャー型創業の代表的事例

IT、工作・精密機械製造業では、ITRI 出身者が少なくない。ITRI は国の政策として、VC 支援まで一貫してスピノ・オフ形態の創業を促進している。その事例を紹介する。

ITRI のプロジェクトから生まれた陸聯精密 (Liren Precision) は、1994 年に ITRI プロジェクト参加企業 6 社が共同で出資して設立された。生産は台湾国内のみの典型的な技術開発型企業であり、精密ギア・歯車を製造している。同じく、ITRI 出身で RCA (米) 勤務から 10 数人でスピノ・オフし、設立した均豪精密工業 (Gallant Precision) は、台湾で最初に半導体自動運搬装置を開発・製造した技術開発型企業である。創業者が ITRI 出身の徳通科技 (Accutex Technologies) は、ワイヤーカット製造機で日本の SODIK 以外では、唯一当社が C 軸を持った 6 軸を制御する技術を持っている。

明均源精密 (Ming Chunyuan Micro Precise) は 1994 年の創業後 4 年で大陸に進出した。積極的な技術導入策を採り、精密端子、光電機器部品を大陸で量産している。台湾では珍しい社員持株制度を導入するなど、近代的な経営を目指している。1987 年、「自利・自主型」で創業したコネクター製造の正凌精密 (Nextronics Engineering) は、創業者の方針で今後とも家族は自社に入れず、次の経営者は従業員か外部から招聘する。IT 製造業の経営者には技術能力が要求される。

工作機械製造業では、大学教員の創業者が教え子 5 人と創業した公準精密 (Gongin Precision) は、プラスチック押出成形金型の設計、製造で急成長し、上場も果たした。また、台湾松下勤務で技術を習得し、ワイヤーカット放電加工機生産で台湾一を誇る慶鴻機電 (Ching Hung Machinery) など、多彩な経験の企業が見受けられる。

これら企業には技術の占める割合が大きく、創業者は経営者であるとともに技術者としての能力が備わっており、非家族経営企業で所有と経営が分離している、という特徴を有している。

(2) ベンチャー型創業の背景

ベンチャー型創業が目立つ IT 企業では、一万社とも言われる中小規模の専門性の高い製造業から成り立っており、それらは台北から新竹科学工業園区（サイエンス・パーク）までの間の約 80Km に渡る地域に産業集積を形成している。その IT 企業が牽引役となり、1980 年代以降、資本、技術集約的産業へ構造転換し、それに伴い個人の強い動機づけから、研究開発、技術開発、生産開発を目指す多くのベンチャー型創業が輩出し、ベンチャー・ビジネスとして活躍の場が拡大していった。政府も IT 企業を積極的に援助していくが、大企業を支援するよ

り、新規参入への促進に熱心であった。

つまり、ITRI、電子工業研究所は、民間企業も含めたプロジェクト終了後、そのプロジェクトの成果を具現化するために、プロジェクト担当者のスピン・オフ形態による創業を政府も支援したのである。そこで熟練した専門技術者が新たな事業の構築を目的に創業するケースが増加した。特に、技術が重要視されるIT企業、IT関連部品製造、工作・精密機械各製造業では、創業者に技術能力が備わっていることが経営者の条件となる。

4 台湾VCの現状と調査事例及び、特色、役割

VCとは、「新産業を創出するベンチャー企業にリスクファイナンス（主としてリスクキャピタル）を主として供給し、ベンチャー企業の企業価値向上の支援をするファイナンス企業（松田〔2001〕）」である。主たる事業活動は、ベンチャー企業への投資であり、成長性の高い企業に投資し、リスクをコントロールしながら、投資後、如何に早く企業価値を高めて、株式売却か企業売却による「キャピタルゲイン（株式・企業売却益と投資金額の差額）」を得て投資を回収することです。

台湾のベンチャー・ビジネスを資金面から支えているVCの設立は、1984年宏碁が大陸工程との合弁でつくった民営VC第1号「宏大創業投資」を嚆矢として、1985年に行政院開発基金と台湾交通銀行が8億台湾元（日本円換算約30億円）の基金を作り、官民共同でVCの育成に努めた。1999年には160社、投資金額304億元（日本円約1,161億円）まで急増した。

2016年度台湾VCの総数は252社、累計投資額1,483億元（日本円約5,665億円）、2016年度は投資件数593件、単年度投資金額158億元（日本円約603億円）であり、投資金額は10年前とほぼ同額であるが、投資案件は10年前と比較して60数%と減少し、一方で一件当たりの投資金額は約50%以上増加している（表3参照）。

年度別投資案件産業別表（表4参照）では、かつて60%以上を占めていたIT企業が減少し、バイオ関係が急増している。IT企業は、2010年以降スマートホンが主流となり、パソコン生産を得意としていた台湾IT企業にとって大きな転換期を迎えており。

表3 年度別投資案件と総投資額 (単位:新台幣/億元)

年度	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年
案件	905	620	633	291	278	593
投資額	157.4	136.4	137.5	106.6	116.3	158.5

資料：台湾創業投資年鑑（2017年度版）

表4 年度別投資案件産業別表 (単位：件/%)

年度/産業	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年
IT産業	622 68.7	418 67.4	449 70.9	149 51.2	69 24.8	199 33.6
製造業	189 20.9	97 15.6	88 13.9	60 20.6	30 10.8	87 14.7
サービス	0 0	0 0	5 0.8	12 4.1	25 9.0	48 8.1
クリエイティブ分野	4 0.4	6 1.0	6 0.9	15 5.2	30 10.8	54 9.1
バイオテクノロジー	66 7.3	62 10.0	52 8.2	31 10.7	78 28.1	141 23.8
医療機器	17 1.9	7 1.1	6 0.9	4 1.4	7 2.5	0 0
ソーラパネル	3 0.3	26 4.2	21 3.3	6 2.1	17 6.1	20 3.4
その他	4 0.4	4 0.7	6 1.0	14 4.8	22 7.9	44 7.4
総計	905 100	620 100	633 100	291 100	278 100	593 100

資料：台湾創業投資年鑑（2017年度版）

また、年度別発展段階別投資案件比較表（表5参照）をみると、成長期が約50%を占め、次に成熟期、それから創業期と続いている。「死の谷」と言われる創業後3～5年の成長期に投資が集中している。一方で、2016年は投資資金の多様化の一環として、萌芽期でも海外VCによるイベント開催により、創業を目指す人々への投資も増加している。

表5 年度別発展段階別投資案件比較表 (単位：件/%)

年度/成長期	2006年	2008年	2010年	2012年	2014年	2016年
萌芽期	46 5.1	4 0.6	29 4.6	13 4.9	11 5.2	50 8.4
創業期	164 18.1	83 13.4	57 9.0	59 22.2	46 21.7	126 21.2
成長期	462 47.1	354 57.1	314 49.6	138 51.9	93 43.9	263 44.4
成熟期	248 27.4	174 28.1	229 36.2	54 20.3	62 29.2	151 25.5
衰退期	21 2.3	5 0.8	4 0.6	2 0.8	0 0	3 0.5
計	905 100	620 100	633 100	266 100	212 100	593 100

(注：表4投資案件産業別表では、2012年291件、14年278件と記載されている。)

資料：台湾創業投資年鑑（2017年度版）

(1) 台湾VCの調査事例

2017年～18年度のフィールド調査は、VC、IPO（Initial Public Offering：新規株式上場）を目指している企業を調査した。VCは①海外との合弁企業、②国内企業の二つに分けられ、

③IPO を目指す企業も含め紹介することにする。

① 海外との合弁企業

國聯創業投資管理公司（SAGA CHINA MANAGEMENT CO.）は、1887 年に大和証券投資と交通銀行により、運用資金 200 億元（日本円約 764 億円）の和通ベンチャー・キャピタルとして創業。約 100 社に投資し、35 社は上場した（キャピタルゲインを得た）。投資先について、投資後 4~5 年経過した企業の株売却の可能性を検討し、7 年経過後、IPO の可能性を見極めるが、10 年経過して IPO できない企業の株式は全て売却する方針である。

艾福管理顧問股份有限公司（IFCT Consulting Co.,Ltd）は、1997 年住友グループが設立したが、現在は日本の大手メガバンク、商社、証券等からファンドレイズ（資金調達：Fundraising）して資金を集めている。主な業務は、日本法人の台湾企業への投資に関する相談、仲介、管理を行っている。

台湾 VC の特徴は、当初から IPO を目的としない VC も少なくない。つまり、長期契約で配当を目指している。また、VC が投資対象と考えている株価の多くは 1 株 50 元以上となっている。要因は、創業期ではなく IPO を目指す段階で VC から資金導入するケースが多いからであろう。

② 国内企業

達盈管理顧問股公有限公司（Darwin Venture Management）は、5 年前から外資の導入も許可制となり、海外からの資金の調達も可能になった。最近は出資先が減少しており、不動産、株式等へも投資するなどして、調達資金を活用せざるを得ない状況である。資金調達は簡単にでき潤沢である。MBO（Management by-out）⁶ のための資金需要も多いが当社は行っていない。創業そのものは減少傾向であり、創業期などの初期投資という面は未整備である。

創新工業技術移転股分有限公司（Industrial Technology Investment Corporation）は、1979 年 ITRI 創設より 6 年後に設立された ITRI の 100% 出資企業である。当初、政府からの出資で運用した。2011 年、1,500 万米ドルを出資した三菱 UFJ 銀行との合弁で基金を作り運用している。第 2 期は 5,000 万米ドルを運用しており、三菱グループとの関係が深い。

ITRI からスピン・オフした企業に運転資金の活用と経営できるための指導も行っている。技術面では ITRI の技術サポートを利用できる。ITRI の 100% 子会社でも出資するかどうかは重要な判断を求められる。特に、スピン・オフ後 3 年～5 年の「死の谷」を経過し、資本金が不足した場合の追加出資については、事業内容を精査し決定することである。

和昇休間開発股分有限公司（Sunrise International Development Co.,Ltd）は、2006 年創

業者は VC 勤務後、自ら勤務時代に知己を得た企業から資金をファンドレイズし、VC（投資創業集団）を設立する。当初から資金は台湾を始め日本などの観光事業に投資し、得た利益をファンドレイズに応じた先に還元している。

③ IPO を目指す企業

愛盛科技股份有限公司 (isentek Inc.) は、総経理が半導体設計企業に 18 年勤務後、2011 年数人の仲間とスピン・オフして創業した。そこで「センサー」の重要性を確信する。現在、IPO に向け準備中である。デザイン企業にとって成長するために大事なことは、マーケット規模、技術力、優秀な人材であり、そこで新竹の交通大学、台北科技大学と提携して人材確保に努めている。

鴻進科技股份有限公司 (RISUN EXPANSE CORP) は、1999 年創業者が大手モーター製造業からスピン・オフして創業し、創業当時 50 才代後半であった。当初から小型モーターに主力を置く。現在、数社の VC から融資話があるが、3 年程度と短期が多く契約に至らない。VC の評価は成長と利益が中心であり、当社のような研究開発型企業の評価は高くないが、IPO は目指している。

太景生物科技股份有限公司 (TaiGen Biotechnology) は、2001 年創立、2014 年 IPO 公開。C 型肝炎経口治療薬を開発した。増資を考えているが台湾市場で株価低迷のため現状では困難である。製薬業は開発には莫大な資金が必要であり、安定した資金調達が求められる。

尖黒占科技股份有限公司 (Topoint Technology Co.,Ltd) は、1996 年設立し、PCB ドリルを輸入販売していたが、後進国に多く見られる輸入代替工業化を実践し、製造業に参入した。事業拡大の要因として、コストパフォーマンスと、投資のチャンスを見逃さずおこなった積極果敢な設備投資が生きた。湖連精密股分有限公司 (Hu Lane Associate Inc,) は、1977 年創業者三人で出資し設立。03 年台湾市場に上場。ハーネス用コネクター、高電圧コネクター、ターミナルなどを製造し、日本のメーカーとも取引している。

湖連精密股分有限公司 (Hu Lane Associate Inc,) は、1977 年創業者三人が資本出資して設立。2003 年台湾市場に上場する。製品は IT 関係のハーネス用コネクター、自動車用高電圧コネクター、ターミナルなど。販売先は中国 70%、台湾 10%、その他 20% である。自動車関連納品先は、ホンダ、日産、トヨタ等であり、当社の位置付けは Tear2 である。

その他、台湾電腦商業同業公會 (TCA : Taipei Computer Association) は、台湾 IT 企業の同業者団体であり、毎年、世界三大 IT 産業展示会の一つの Computex を開催している。台湾 IT 企業の創業の特色は、大手 IT 企業からのスピン・オフ創業であり、多くは母体企業から出資を受ける場合が少なくない⁷。母体企業の経営者から個人的な出資を受けるケースもあり、こ

のケースでは IPO が主目的とは限らない。長期契約（10 年程度が多い）により配当を目的とする母体企業とパートナーとなることである。

（2）台湾 VC の特色

台湾の VC は、自社で稼いだ資金を元にファンドレイズした資金をベンチャー企業に投資するアメリカ型が少なくない。つまり、ベンチャー企業の株を出来るだけ安く引き受け、ハンドオン型（経営に直接参加：Hands on）投資管理などアメリカ型経営、投資スタイルを守っている⁸。さらに、以下の点も指摘できる。

第 1 に、当初から IPO を目的としない VC も目立つ。つまり、長期契約で配当を目指している VC が少なくない。配当は 10~15% が主体で、パートナーシップの関係である。

第 2 に、台湾では基本的に額面株価は 1 株 10 元であり、VC が投資対象と考えている株価は、既に多くは 50 元以上となっている場合が少なくない。これは創業期ではなく IPO を目指す成長期の段階で VC から資金を導入するケースが多いからであろう（表 5 参照）。

第 3 に、PAR（有価証券の額面金額と同一）で計算し平均上場株は 17 倍程度である。VC の多くは、1 株当たり、EPS（Earning Per Share：1 株当たりの利益）の 20 倍、IPO 後で 25 倍程度を目標にしている。VC は 10 年契約で投資する場合が多く、7~8 年経過し、先が見えている場合は、再投資しない。また、VC は投資先の 60% 程度は倒産か整理となり、投資金額の不良債権化率は高いと言われている。

第 4 に、VC の資金調達は、海外からの調達も含め潤沢である。一方、投資先について、主力投資先の IT 企業が減少しており、バイオ、クリエイティブ、サービス等の分野の成長に期待がかかっている。また、潤沢な資金を背景に株、不動産、債権等にも流れている。

第 5 に、台湾では、政府と民間との共同ファンドから資金を投資する（年間約 300 億元、程度といわれている、日本円約 1,146 億円）。このファンドは政府が管理し、政府は中小企業庁、工業局、経済部などが縦割りで担当する。また、大手企業からスピン・オフ創業した企業に、その大手企業が直接投資するケースも少なくない。さらに大手企業の経営者個人で投資する場合もある。このように VC 投資は、一般 VC を加え多様な方法が存在している。

（3）VC の役割

VC の役割として、IT 企業を始め各種製造業で大陸生産が拡大するとともに事業資金（運転、設備）の需要が急増し、資金調達も直接金融（株式公開、店頭上場、社債、私募調達）を視野に入れる企業が増加した。資金調達を直接金融に移行する背景として、以下の点を指摘しておこう。

第1に、台湾の金融システムが中小企業にも有効に機能してきた。台湾の金融二重構造の解消について、遠山〔2005〕によると、1980年代後半からベンチャー・キャピタルが出現し、中小企業にも直接金融の道が開けた。1990年頃を境に金融制度改革が進展し、リスクマネー供給メカニズムが確立する。VC というリスクマネー供給源に支えられた台湾証券市場から資金調達と、タックスヘブンの現地法人を介しての私募調達といった事例が見受けられる。

第2に、台湾アセンブラー企業をサポートするサプライ・チェーンが大陸で整備され、EMS (Electronics Manufacturing Service :電子機器の受託生産サービス) 生産が急速に拡大し、その一翼を担う部品ベンダーは、更なるコストダウンを目指し、設備投資の拡大など事業資金の調達に迫られている。そこで間接金融では資金調達に限界があり、直接金融で資金調達を考慮せざるを得ない。

第3に、非上場中小企業の資金調達は大陸でも厳しい状態に置かれていた。大陸では自社の特化した工程以外の上流又は、下流に広がりを持ち事業拡大を図っている。そのため必要な資金の確保が急務であった。

第4に、株式上場による創業者利得を考える経営者も現れた。自利・自主型創業企業も含め、創業者のなかに後継者に対し経営手腕が未知数で不安がある場合は、企業の存続を最優先するため、株式上場による創業者利得を取得し、所有と経営を分離する傾向にある。

おわりに

近年、台湾製造業では発展を支えていたベンチャー型をはじめ自利・自主型も含むスピニ・オフ形態の創業について、経営環境の変化に直面し陰りが見えている。そもそもスピニ・オフ形態の創業は、一般的に技術が単純である量的拡大期に集中して起こる。技術とは企業の基本的な性格を規定するものであり、技術の根幹をなすイノベーションは基礎技術、開発技術、事業化（生産、量産技術）に分けられる。

多くの台湾製造業は量的拡大期であったためイノベーションは事業化が最優先された。そこで台湾製造業は更なる発展のために、基礎、開発技術にも重点を置き、事業化を含め総合的に技術力の向上を図らねばならない。

一方で、多くの産業でモジュール化が進展し、本質的な機能がソフトウェアで実現されるようになり、ハードウェアは単純化する傾向にある。台湾も後進国が規格化された設備で安価な製品を生産することは脅威である。そこでモジュール化の進展と、急速な技術革新が台湾のスピニ・オフ形態の創業に参入障壁を高める結果になつていいのか、といった課題も残る。

さらに、モジュール化の進展がスピニ・オフ形態の創業にあたり、ハード部門からソフト

部門に移行する傾向が目立つ。ハード部門では主力生産が大陸に移行し、新たに創業するには調達資金が高額になるため、ソフト部門のIT企業ではデザイン、ソリューションなどと、バイオテクノロジー、クリエイティブ、サービス等に移行してきている。

また、台湾の主力産業であるIT企業も、2015年頃から従来のEMS等の量産体制から、IoT対応へのビジネスソリューションの転換期を迎える、大手ベンダーもその方向性を模索している。アメリカの半導体企業インテルは、中央研究所を持たず必要な技術は事業部門で開発すると共に、その技術を持っているベンチャー企業を買収することで成長してきた。その点、台湾でも独自技術を持ったベンチャー企業が多く輩出されることが期待される。

ベンチャー企業を資金的に支えているVCの多様性の一環として、台湾ではスタートアップ企業への支援機関の活動が目立つ⁹。政府主導で経済部のTST(Taiwan Startup Terrace)、技術部は工業技術研究院(ITRI)が中心となりTTA(Taiwan Tech Arena)を設立し、ベンチャー企業育成に努めている。さらに、2015年からComputexに併設する形でInnoVEXという新たな海外投資資金のベンチャー・イベントが生まれた。他方で大学発のインキュベーターは不発に終わっている。VCを活性化するための資金調達活動は、VC以外にも政府資金、海外からの投資資金を活用したイベントなど多様化している。

ベンチャー先進国アメリカでも、2000年以降開業率の減少と廃業率は増加傾向にある。また、VCはリスクを取らなくなり、単にリスクを分散することに注力を注いでいる。その要因はベンチャー・キャピタルの投資が2~3年程度と短期化し、投資に当たり非常に厳しく審査して投資した企業の業績が芳しくない場合は、速やかに潰すと言われている。本来一つの技術を完成するまでに平均7年前後かかり、死の谷と言われる3~5年もたない企業にはイノベーションは無理であろう¹⁰。

その点、台湾ではVCの投資期間が8~10年程度と長く、必ずしもIPOを目的としないVCが少なくない。そこにアメリカと台湾では鮮明な違いが出ている。

世界一シビアなVCと言われているアメリカではVCが投資判断に当たり、最後は「人」を見て決めるそうである¹¹。台湾でもリスクを取ることを嫌う人が増えつつあり、ベンチャー・ビジネスの課題にもなっている。そこで、いかにして創業を目指す人材を発掘し、技術、資金をベースに創業しやすい条件を整えるのか¹²、教育も含めたベンチャー・ビジネスの活性化が、台湾産業の今後の発展に大きく影響するであろう。

¹ 専修大学高度化推進事業プロジェクト「アジア諸国の産業発展と中小企業」のフィールド調査及び、筆者が1980年代後半から台湾担当のビジネスを通して知り得た台湾企業の状況も加味して考察する。2017年~2018年の台湾調査は、(財)「きものの森」から調査研究費の支援と、現地のアレンジなど中華経済研究院日本研究センター及び、輔仁大学 刘慶瑞副教授からの支援に対し、謝意を表します。

-
- ² 沼崎（1996）は、「老板」とは生産手段を自ら所有する事業主であり、「老板」の特徴を六つの指向（独立、ハイ・リスク、ハイ・リターン、営利、資産、パートナーシップ、関係）に分け、「老板」は現状を打破し、変革をもたらす能力を蓄えた企業家と評価している。
- ³ 「標会」とは、ある人がある程度まとめた額の資金を必要とするとき、その人が会頭となり、友人や親族を会員とする会合を開き、毎月の会合日に掛け金を集め、その金を交代で競争落札するシステムを持つ相互互助的な金融組織である（遠山 [2005]）。
- ⁴ 台湾IT企業の特徴として、セカンドランナー政策（ソフトはアメリカ、ハードを請け負う）、水平・垂直分業、高い人材流動性と、新たな職種の成長性、利益が期待される場合は異業種からも参入する。
- ⁵ 工業技術研究院（ITRI）は、1973年経済部直轄として新竹に設置された。電子産業を始め多くの近代的な技術の習得及び育成を目的として、企業家の育成と起業の促進に寄与している。
- ⁶ 経営陣により自社株式を買い取り、株式取得によって経営権を取得し、敵対的買収に対抗する一つの手段である。
- ⁷ 日本でもこのようなケースについて、長山（2012）によると、スピノフ・ベンチャーと呼び、「技術者がスピノフ・オフし創業した研究開発型企業であり、創業後、新製品開発などのプロダクト・イノベーションに取り組む中小企業」と定め、スピノフ連鎖については、「1つの母体企業を出発点として、樹形図状にスピノフ・ベンチャーが繰り返し発生する現象」と定義。その例として、浜松ホトニクスからスピノフした企業を浜松ホトニクスも応援し、お互いにWin-Winの関係を築いている。
- ⁸ 日本のVCの特徴は、銀行、証券などの大企業型で本体の経営環境、業績評価に影響され、VCとして本来持つべきハンズオン型投資管理や投資成果主義などの人事評価制度を取ることが出来なかつた（日本のVCに關し、元安田企業投資に勤務され、この分野の経験豊富な勝野雅弘氏からアドバイスを受ける）。一方で、日本でもVCが役員を送り込むことと、取締役会に出席する権利が確保され、ハンズオン型投資管理するVCが増加している（松田 [1998]）と、いう見解もある。
- ⁹ 台湾電腦商業同業公會（TCA）の見解では、スタートアップ企業とは創業後3年以内の企業を指し、ハードウェアからソフトウェアに転換し、大手ベンダーと企業連携、人材はアンバンドル型又はリバンドル型で創業から企業連携し、そしてVCからの投資受け入れと、事業の進捗速度が速いことを指す。
- ¹⁰ 中野剛志『真説・企業論』47~58、75~80頁参照。
- ¹¹ 中野剛志『真説・企業論』75頁参照。
- ¹² 日本の最近の事例として、日本で「ものづくりベンチャー」を立ち上げようとしてもVCがなかなか資金を投資してくれない。IT系ならともかく、ものづくり系となると審査する側も技術的な内容、市場、将来性など評価が厳しい。そこで墨田区（株）浜野製作所（総合金属加工、従業員50名）は、ものづくりベンチャー企業をサポートするため「テックプランター（技術を育てる鉢）」という枠組みをつくり、自社内に事務所を設けベンチャー企業に資金、技術、経営などの支援を行う駆け込み寺の役割を担っている。これはスピード感をもって試作品を作り上げるという利点がある。一方で、浜野製作所はベンチャー企業育成を通じて、自社で開拓できない分野の開拓に活路を見いだしている（浜野 2018）。

参考文献

- 荒井久夫「台湾IT産業と大陸進出の動向」関満博『台湾IT産業の中国長江デルタ集積』新評論、2005年。
- 「台湾中小企業の成長過程と課題」、『商工金融』第56巻第4号、2006年4月。
- 「企業間・工程間分業と企業内国際分業を活用する台湾IT企業」『東亜』第510号、2009年12月。
- 「新たな戦略的ポジショニングを設定できるか？」、駒形哲哉『東アジアものづくりのダイナミクス』明徳出版社、2010年。
- 「日台中小企業アライアンスの可能性」、『日経研月報』第420号、2013年6月。

Annalee Saxenian 『The New Argonauts-Regional Advantage in a Global Economy- (酒井泰介訳、星野岳穂・本山康之監訳 『最新・経済地理学』 日経 BP 社、2008 年)。

Howard E.Aldrich 『Organizations Evolving』、若林直樹・高瀬武典・岸田民樹・坂野友昭・稻垣京輔訳 『組織進化論・企業のライフサイクルを探る-』 東洋経済新報社、2007 年。

于宗先「中小企業」、高希均・李誠（編）『台湾の四十年 下』、連合出版、1993 年。

遠山浩「台湾 IT 企業のサプライ・チェーンと金融」、関、前掲書『台湾 IT 産業の中国長江デルタ集積』。

長山宗広『日本のスピノフ・ベンチャー創出論』同友館、2012 年

中野剛志『真説・企業論』講談社現代新書、2017 年。

中村秀一郎・清成忠男・平尾光司『ベンチャー・ビジネス』、日本経済新聞社、1971 年。

沼崎一郎「台湾における老板的企業発展」、服部民夫・佐藤幸人『韓国・台湾発展メカニズム』アジア経済研究所、1996 年。

浜野慶一『大廃業時代の町工場、生き残りの戦略』リバネス出版、2018 年

松田秀一『ベンチャー企業』、日本経済新聞出版社、2001 年

付記：筆者の専修大学時代の指導教授中村秀一郎先生没後 10 数年経過し、約 50 年前に、「ベンチャー・ビジネス論」を上梓された先生の偉業に敬意を表し、このリサーチ・ペーパーを捧げ筆を置く。

研究会・シンポジウム報告

2018年12月3日（月） 定例研究会報告

テーマ： 「敬意・信頼・友情：未来を形作る外交への礎石　一日・スリランカ包括的パートナーシップの事例」

“Respect, Trust, & Friendship: Cornerstones of Diplomacy for Shaping the Future — The Case of the Japan - Sri Lanka Joint Comprehensive Partnership (JCP)”

報告者： モンテ・カセム博士 Dr. Monte Cassim (大学院大学至善館 学長)

時 間： 16:30～18:00

場 所： 専修大学神田キャンパス7号館 782教室

参加者数：11名

報告内容概略：

本年度春季実態調査をスリランカにて実施予定であることを踏まえ、至善館大学大学院学長、及びスリランカ首相府上席顧問であるモンテ・カセム博士をお招きし、スリランカについてご講義をいただいた。

第二次世界大戦の戦後処理において日本分割の危機を救い戦後賠償を放棄して以来、スリランカは日本と良好な関係を築いてきた。スリランカの親目的な立ち位置が打ち出されてきた背景と状況を辿り、今日に至るまで発展を続けてきた二国間関係を検証した。特に、科学技術・経済関係などを網羅する協力関係である「日スリランカ包括的パートナーシップ (Japan-Sri Lanka Joint Comprehensive Partnership)」(2015年) の特徴と役割について取り上げ議論した。同枠組みでは、インド洋ハブとしての開発やコロンボ＝キャンディ＝トリニコマリー交通軸開発等の戦略的焦点を柱に、優先分野として経済連携、政治連携、スリランカの開発計画との調和、日本の開発協力の可視化などが議論してきた。特に経済連携については、インフラストラクチャー、投資、輸出の分野での取り組みが計画されており、スリランカの開発計画との関係では、国内の地域開発の諸計画が含まれている。これらの包括的な計画の個別の実施段階においては、電気エネルギー・電気自動車等が適切に導入されるなど、多くの科学技術の創造的な活用が期待される。

記：専修大学経済学部・飯沼健子

2019年2月2日（土） 定例研究会報告

テーマ： 「スリランカ社会の諸問題」

報告者： 中村 尚司（龍谷大学名誉教授、特定非営利活動法人パルシック理事）

時 間： 14:30～17:00

場 所： 専修大学生田キャンパス社会科学研究所

参加者数：14名

報告内容概略：

スリランカの歴史社会的特徴、例えば諸外国との関わり、スリランカの民族関係についての歴史的な背景など、歴史社会的分析を通して、現代スリランカの社会的諸問題の糸口を探った。

歴史上長期的に見ると、古くから世界各地の使節・艦隊・調査団などがスリランカに寄港したが、スリランカをどう捉えどう関わったかに、スリランカの当時の状況と異文化間関係が示される。

民族の問題については、王国時代の歴史的な経緯を詳細に見ると、スリランカ史におけるタミル人の重要性はいずれの時代からもうかがえる。植民地経済においては、プランテーション（当初はコーヒー栽培であったが、ブラジルでコーヒー生産が始まり、スリランカでは20世紀に紅茶に切り替えられた）に南インドからタミル人労働者が移住させられ、シンハラ人は関連産業に従事するという状況があった。1948年の独立後、スリランカ政治で民族関係が悪化したきっかけは、1956年にシンハラ語が唯一の公用語とされた後、法律の制定、大学教育、公務員試験などをシンハラ語で行う決定がなされたことであった。これにタミル人が強く反発して紛争に発展していった。

質疑応答では、スリランカの現実における共同体の共的なものについて、土地制度史について、スリランカにおける自由な労働者・中産的生産者層について、スリランカ女性の相対的な地位の高さなどについて討議が行われた。

記：専修大学経済学部・飯沼健子

執筆者紹介

原田 博夫 本学経済学部教授

荒井 久夫 本研究所客員研究員

〈編集後記〉

本年度最後の月報（669号）をお届けする。

今号には、原田博夫所員による「川崎市税制の特徴と推移」と、荒井久夫客員研究員による「台湾ベンチャー・ビジネスの動向とベンチャー・キャピタル—台湾企業のベンチャー型創業とベンチャー・キャピタルの役割—」の2本の論稿が掲載されている。

原田氏による論稿は、各種の税に関するデータによって川崎市の税制の経年変化と特徴を把握するものである。一般に政令指定都市は行政的あるいは財政的に裁量の余地が大きいと理解されているが、税制に関しては「そうした特典や優遇措置はほとんど用意されていない」ことなどが浮き彫りにされている。

荒井氏による論稿は、氏が2005年以降に台湾で行っているフィールド調査で得た情報を用いて、台湾におけるいわゆるベンチャー・ビジネスの実情と特徴を考察するものである。台湾のベンチャー・キャピタルは、自社で稼いだ資金を元にファンドレイズした資金をベンチャー企業に投資する「アメリカ型が少なくない」などの特色を持っているという。

ところで、「ふるさと納税」が裕福な自治体に流出超過という厳しい影響をもたらすことに、原田氏の論考が注目で言及していた。今年度、卒論で流出超過の自治体を扱った学生がいた。インタビューなど読んでいて、こうした危機感が行政プランに工夫を生むインセンティブにもなっているダイナミクスも面白かった。

(H.H)

2019年3月20日発行

〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

The Institute for Social Science, Senshu University, Tokyo/Kawasaki, Japan

(発行者) 宮 崇 晃 臣

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
